

議員を対象とした研修会の公開について（正副座長案）

議員を対象とした研修会については、議員の資質向上を目的として開催されるものであり、その主旨を踏まえ、非公開とする。ただし、議員からの申し出に基づき、議会が適当と判断し、かつ講師が是とする場合に限り、議長の了承を得たうえで公開することができる。